平成 26 年度 団地再生支援事業 応募の手引き

高度成長期に建設された団地は、建物・設備の老朽化や陳腐化、居住者の高齢化、近隣や団地内の商店の撤退など様々な課題が顕在化しています。

この事業は、団地に居住する住民が中心となって、団地の課題や再生に向けた将来像を共有することを目的として、「住民発意の団地再生」を支援する取組について提案を求め、横浜市が支援を行うものです。

応募受付期間

平成26年6月30日(月) ~ 平成26年7月11日(金)

【問い合わせ先】

横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 山田・笹原

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町8-13コハマポートサイドビル5階電話 045-451-7740

電子メール danchi@yokohama-kousya.or.jp

平成26年5月

横浜市

目次

1	事業スケジュール ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
2	応募の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
	(1) 応募の条件
	(2)応募書類
	(3)書類の提出
3	支援内容について・・・・・・・・・・・・・・・P3
	(1)支援の内容
	(2)支援の期間
	(3)支援対象団地の数
	(4)支援結果の公表
4	事前相談に関すること ・・・・・・・・・・・・・P4
5	審査(選考)について ・・・・・・・・・・・・・P4
	(1)審査委員会
	(2)評価の視点
	(3)審査結果について
	(4) 応募書類の公表
6	失格事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P5
7	窓口 ・・・・・・・・・・P5
	(1)受付窓口
	(2)アクセス・地図
8	選考された団地について・・・・・・・・・・・・P6
	(1)事前提出書類
9	その他 ・・・・・・・・ P7
	(1)団地再生支援事業に関すること
	(2) 平成25年度団地再生支援モデル事業の取組について
提出	出様式(記載例) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P8

1 事業スケジュール 応募手続きの開始 平成26年5月19日(月)~ 事前相談の必要ない方は、 事前相談受付期間 5月19日(月)~6月27日(金) 事前相談受付 5月19日(月)~ 応募受付へ 6月27日(金) 事前相談受付締め切り 6月30日(月)~7月11日(金) 応募書類受付期間 7月中旬~下旬 審査(選考) 8月上旬 支援団地決定(公表) 8月上旬~中旬 開始

終了

平成27年3月末

2 応募の手続き

(1) 応募の条件

次の条件をすべて満たす団地(集合住宅、マンション)を対象にしています。

く建物の条件>

- □ 築30年以上(1984年までに完成)経過している、横浜市内の団地であること。
- □ 団地の規模(戸数、棟数)は問わない。1棟でも複数棟でも可能。
- □ 分譲住宅、賃貸住宅のどちらでも可能。ただし、社宅は除く。

<応募の条件>

- □ 応募の申請者は、代表者(管理組合理事長、自治会長等)とする。
- □ 複数人の居住者で構成された検討体制ができていること。
- □ 応募することについて、理事会等の承認が得られていること。
- □ 賃貸住宅の居住者が応募する場合は、賃貸人(オーナー、大家等)の承認が得られていること。
- □ 提案書に記載している取組が、平成26年4月1日以降、横浜市の他の補助・支援を受けていない又は受ける予定がないこと。
- □ 過去に「団地再生支援モデル事業」の支援を受けたことのない団地であること。

(2) 応募書類

応募に際しては、以下の書類を各2部提出してください。

- □ 提案書(建物概要、補助・支援の有無、検討体制、配置図・再生の範囲)。 (1号様式)
- □ 取り組みたい内容(団地における課題)。※2枚以内 (2号様式)
 - (例) ・団地居住者の高齢化が著しいため、若い人達に住んでもらいたい。
 - 子どもから高齢者まで、皆が集まれる居場所を作りたい。
 - 建物の老朽化が進んでいるので、耐震対策や将来的な建替えを検討していきたい。
- □ 理事会等の承認がわかるもの(議事録でも可。ただし、理事長もしくは自治会長 印等の押印されているもの)。 (様式は問わない)
- □ 賃貸住宅の場合は、応募にあたり賃貸人(オーナー、大家等)の承認がわかるもの(押印は不要)。 (様式は問わない)

く提出書類一覧表>

チェック	提出書類名称			
	提案書(建物概要、補助・支援の有無、検討体制、配置図・再生の範囲)(1号様式)	2部		
	取り組みたい内容(団地の課題)(2号様式)※2枚以内	2部		
	理事会等の承認がわかるもの(議事録でも可。ただし、理事長もしくは自治会長印等	O ±0		
	の押印されているもの)。 (様式は問わない)	2部		
	賃貸住宅の場合は、応募にあたり賃貸人(オーナー、大家等)の承認がわかるもの(押			
	印は不要)。 (様式は問わない)	2部		

(3) 応募書類の提出

<受付期間>平成26年6月30日(月)~平成26年7月11日(金)

<受付時間>平日 9:00~17:00 (土日祝日除く)

<受付窓□>横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 ※P5「7窓□」参照

応募書類に必要事項をご記入の上、<u>必ず電話予約のうえ横浜市住宅供給公社に</u> 直接ご持参ください。

ご提出の際、窓口で応募書類の記載内容についてお尋ねしますので、提案内容を 説明できる方がお越しください。なお、電子メール、郵送による応募は受付できま せん。提出後は、応募書類の差替えはできませんので、ご注意ください。

また、後日、記載内容について確認をさせていただく場合もあります。

<応募書類掲載ホームページ (横浜市建築局ホームページ)>

http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/seisaku/danchi-proposal/danchi-top.html (「横浜市団地再生」で検索)

3 支援内容について

(1)支援の内容

この事業は団地居住者の皆様が中心となって、会議の開催や議論を進めていくことが前提となります。具体的な支援は、横浜市住宅供給公社の職員が行いますが、その支援内容については、以下のとおりです。

- □ 団地内居住者の方々に勉強会(事例紹介、講座等)を実施。
- □ 団地の課題や将来像を共有(団地再生マスタープランの作成など)するために 必要な情報収集および資料提供、コーディネート等を実施。
- □ 打合せ内容および進捗に応じて団地の会合等へ参加(月1回程度を予定)。

(2) 支援の期間

支援団地決定後から平成27年3月31日まで。

(3) 支援対象団地の数

3 団地程度を予定(応募団地数や応募内容に応じて決定)しています。

(4) 支援成果の公表

団地名や支援の成果など、個人を特定するものを除き、横浜市建築局ホームページ 等で公表を行いますので、あらかじめ了承の上、参加してください。

4 事前相談に関すること ※事前相談は応募に際しての必須事項ではありません。

事前相談については、<u>事前に電話または電子メールでご予約のうえ、直接公社まで</u> お越しください。なお、電話でもご相談できますが、担当者が不在の場合もあります。

提出先:横浜市住宅供給公社 街づくり事業課 ※P5「7窓口」参照

事前相談受付期間1:平成26年5月19日(月)~平成26年6月27日(金)

※ 事前相談時の注意事項

応募された団地を特定する内容や競争に係ることは、事前相談および回答することができません。また、応募内容と関係がないと思われる事項についても回答しませんので、 ご注意ください。なお、事前相談は応募に際しての必須事項ではありません。

5 審査(選考)について

(1)審查委員会

下表の委員で構成される、審査委員会にて選考されます。

(委員長) 建築局 住宅部 住宅再生課長

(委員) 建築局 企画部 企画課長

住宅部 住宅政策課長

政策局 政策部 政策課担当課長

こども青少年局 総務部 企画調整課長

健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課長

都市整備局 地域まちづくり部 地域まちづくり課長

(2) 評価の視点

提案書については、以下の点で評価します。

- □ 団地の現状や課題が把握されているか。
- □ 取り組みたい内容が整理されているか。
- □ 検討の体制が整理されているか。
- □ 団地の課題解決に向けた取組意欲が感じられるか。
- □ 市内にある多くの団地にも共通する内容であり、他の団地の解決への糸口と して期待できるか。

(3)審査結果について

選定された団地については、8月上旬(予定)に横浜市建築局ホームページにおいて公表します。

また、応募された全ての団地に、結果通知書を郵送します。

(4) 応募書類の公表

応募書類の一部については、個人を特定するものを除き、横浜市建築局ホームページ等で公表を行う場合があります。あらかじめ了承の上、応募してください。

6 失格事項

失格事項は以下の通りです。失格した場合は、本事業における支援を受けることが できなくなります。

- □ 提案書の内容に虚偽の記載がされていることが確認された場合。
- □ 不正な行為等が確認された場合。

7 窓口

(1)受付窓口

応募の手引き配布・事前相談の受付・応募の受付の窓口は、横浜市住宅供給公社 街づくり事業課となります。

- □ 応募の手引き
 - 横浜市住宅供給公社の窓口で配布します。また、横浜市建築局ホームページ、横浜市住宅供給公社ホームページからもダウンロードできます。
- □ 事前相談の受付 事前相談受付期間内に電話または電子メールでご予約のうえ直接お越しくださ い。なお、電話でのご相談も可能です。
- □ 応募の受付 必要な書類を、来社日時を事前に電話予約のうえ直接ご持参ください。

お問い合わせ先:横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

※受付時間:9時~17時(土日・祝日を除く)

〒221-0052 横浜市神奈川区栄町 8-1 ヨコハマポートサイドビル5階

電話 045-451-7740

電子メール <u>danchi@yokohama-kousya.or.jp</u>

ホームページ http://www.yokohama-kousya.or.jp/

(2) アクセス・地図

- ・横浜駅「北改札」から東口方面 徒歩 約15分
- ・京浜急行 神奈川駅から 徒歩 約5分



8 選定された団地について

(1) 事前提出書類

選定された団地については、この事業を支援するための基礎資料として横浜市住宅供給公社あてに以下の書類を、必要に応じてご提出いただきます。(詳細については直接相談させていただきます。)

- □ 管理組合(自治会)規約、組織図、配布物等
- □ 団地内で活動している任意団体(趣味のサークルなど)の一覧、活動内容等
- □ 会合に参加するメンバーの一覧表(氏名、連絡先など)
- □ その他参考となる資料

9 その他

(1) 団地再生支援事業に関すること

横浜市建築局 住宅再生課

〒231-0012 横浜市中区相生町 3-56-1 JN ビル 4 階電話 045-671-2954

(2) 平成 25 年度団地再生支援モデル事業の取組について (概要)

選定された団地の代表者の方と事前に打合せを行った後に、検討メンバーと概ね月 1回の定例打合せを行いました。

打合せ時の検討課題は検討メンバー間の議論で決定されており、団地からの要請で 専門家によるレクチャーを実施したり、ワークショップの開催、横浜市住宅供給公社 による団地再生講習会を行うなど議論を進めていきました。

また、検討結果として将来に向けたアクションプランの作成を行いました。この アクションプランは、検討メンバーが自ら団地住民に対して公表しています。

平成 25 年度の取組については横浜市建築局のホームページで公表しており、報告書等をダウンロードできます。

<団地再生支援報告書掲載ホームページ (横浜市建築局ホームページ) > http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/housing/seisaku/danchi-proposal/danchi-top.html (「横浜市団地再生」で検索)

(記載例)

(1号様式)

平成 26 年0月00日

所 在 地:横浜市〇区〇〇町

申 請 者:○○○住宅管理組合、○○自治会

代表者 職 氏名:理事長(会長)〇〇 〇〇

提 案 書

(建物概要、補助・助成の有無、検討体制、配置図・再生の範囲)

【建物概要】

必須	建物名称	000団地 、 C)○住宅		
	支援対象団体名	○○住宅管理組合、○○自治会			
	建物所在地	横浜市〇〇区〇〇町〇〇番地			
	完成年月	1900年 00月 完成			
	支援対象団地の範囲	(棟数と住戸数)	○棟 ○○○戸		
	用途地域	第1種住居地域	防火地域	準防火地域	
	指定容積率	150%	指定建ぺい率	60%	
任	敷地面積	12,345 . 67 m			
意	延べ面積	23,456. 78 m ²	容積対象延面積	34,567. 89 m ²	
	建築面積	12,345 . 67 m	階数 地上〇) 〇階、地下〇階	
	構造	RC 造 ((一部 S 造)		

※注意事項

建物概要については、必須項目と任意項目がありますので、必須項目は必ず記載してください。任意項目については、わかる範囲で記載してください。

【横浜市からの補助・支援の有無】

| 有 | • 無 | 有の場合の名称:マンション•アドバイザー派遣(平成○○年○○月○○日)

※注意事項

提案内容の取組について、平成26年4月1日以降に受けたもしくは受ける予定の、横浜市の他の補助・支援の有無を記載してください。

【検討体制】

○○○○検討委員会

委員長・・・〇〇理事長、〇〇自治会長 等

副委員長・・・〇〇〇氏

検討委員・・・〇〇〇氏

検討委員・・・NPO OO氏

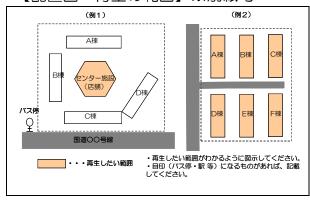
賃借人〇〇・・担当〇〇氏

合計 〇〇人

※注意事項

- 1 検討体制は、メンバー表等現在検討している組織体制を記載してください。
- 2 配置図・再生の範囲については、別紙に記載しても構いません。
- 3 提出された書類は返却しませんので、ご了承ください。

【配置図・再生の範囲】※別紙可



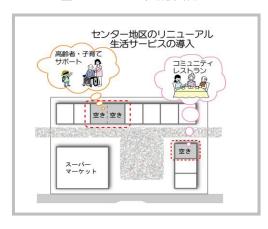
申請者:〇〇〇住宅管理組合、〇〇自治会

(例1)

団地内の店舗の空きが多くなって困っている。空き店舗を活用して高齢者や 子育て世代を支援できる運営者を誘致して、利便性を上げていきたい。

(イメージ)

団地センター機能強化



高齢者・子育てサービス強化



(例2)

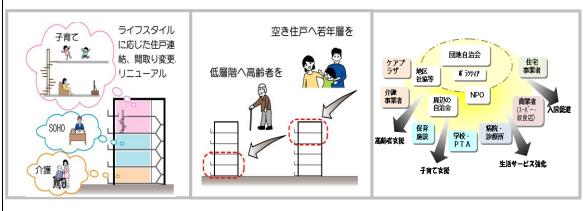
団地内に高齢者が非常に多く、団地を含めた地域の活力が低下している。 若い人を誘導し、地域をあげて、高齢者支援をしていきたい。

(イメージ)



住み替え誘導

団地コミュニティ活性化



※注意事項

- 1 取り組み内容をわかりやすく簡潔に記入してください。必要に応じて、イメージ図やイラストを記載してください。
- 2 文字は、原則として 10 ポイント程度以上の大きさとしてください。上記枠内に納まる範囲で記載してください。合計2枚までとします。
- 3 記載内容について、確認する場合がありますので、ご了承ください。